

ソシオロゴス

査読規定 2005年9月21日制定
2013年3月29日改定
2015年4月04日改定
2019年6月24日改定

- 第1条 査読会議は公開とする。投稿者は、査読会議の開催日時と場所を開催日の1週間前までに、編集委員会に対して告知しなければならない。
- 第2条 査読会議は、原則として査読者2名と投稿者の参加をもって成立する。ただし、査読者1名が出席できない場合は、以下のいずれかの手続きを行うことによってその出席に代えることができる。
1. 当該査読者の委任を受けた者1名が査読会議に出席する。
 2. 当該査読者1名がSkypeなどのオンラインビデオ会議システムを利用して査読会議に参加する。ただしこの場合にも、第1条に定めた公開性が保たれなくてはならない。
 3. 査読者2名が出席困難な場合については、投稿者はその理由およびそれを踏まえた査読会議の進め方を第1回編集会議の前に文書にて編集委員会に伝達・送付する必要がある。その文書をもとに編集委員会が査読会議の開催の可否を決定する。
- 第3条 査読者は投稿論文を吟味の上、以下のいずれかの評価をつけなければならない。
- A. 掲載を認める。
 - B. 部分的な修正を求める。
 - C. 大幅な修正を求める。
 - D. 掲載の可能性がない。
 - E. テーマや内容が『ソシオロゴス』の掲載論文として適切でない。
- 第4条 査読者は、査読会議において、第3条で定めた評価とその理由を投稿者に示さなければならない。
- 第5条 査読者は、査読会議における議論に従い、必要な場合には評価を修正しなければならない。
- 第6条 査読者は、査読会議後ただちに、評価を編集委員会に報告しなければならない。
- 第7条 査読者は投稿者の要求があった場合、少なくとも2回の査読会議を開催しなければならない。
- 第8条 査読者両名がA評価をつけた場合、査読者両名は、編集委員会の指定する期日までに、査読証明書と最終原稿を編集委員会に送付しなければならない。

第9条 査読者1名がA評価をつけ、もう1名がそれ以外の評価をつけた場合、投稿者は編集会議に対して、再審査要求を申し立てることができる。

第10条 再審査要求を受けた場合、編集会議は関係者から事情を聴取し、再審査要求の正当性について議論したうえで編集会議としての見解を議決し、また委嘱委員から第三査読者を1名選定する。

第11条 第三査読者は、投稿者および査読者両名の意見を聴取し、また編集会議の見解を参考にしたうえで、再審査要求を正当と認めた場合に限り、自ら代わって査読を担当する。

第12条 第三査読者の評価に対する異議申し立ては認められない。

第13条 投稿論文の掲載を認めた査読者の氏名は、掲載論文の末尾に記載される。